

全ての木造建築に構造計算を！Part2

～法改正により危険な4号建築物はなくなるのか・令和6年能登半島地震被害も踏まえて～

1995年の阪神・淡路大震災以降、2011年の東日本大震災、2016年の熊本地震、今年の能登半島地震等、震災による建物の倒壊で多くの人命が失われてきました。

日弁連は、大規模地震に備え、主に建築確認検査や審査手続が一部省略され構造計算が義務付けられていない2階建て以下の木造住宅等の小規模建築物(4号建築物)の安全性について検討するシンポジウムを2018年に開催してきました。

今般、建築基準法が改正され、4号建築物の手続的特例が大幅に縮小されるとともに、省エネ化に伴う建築物の重量化に対応するため壁量の見直しが検討されています。

今後もその発生が確実視される大震災等に備え、4号建築物の構造安全性確保の観点から、改正法施行を前に、あるべき4号建築物に関する建築基準法令の規制を考えるシンポジウムを開催します。

日 時：2024年4月5日（金）17時10分～20時

開催方法：会場とオンライン（Zoomウェビナー）を併用したハイブリッド開催

参加方法：いずれかの方法で御参加ください。事前申込は不要です。

会場 弁護士会館1701会議室（先着80名）

（東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館17階・直接会場にお越しください。）

オンライン Zoomウェビナー

（当日、日弁連一般ウェブサイトの本シンポジウム案内ページに掲載する参加用URL又はウェビナーIDからご参加ください。）

（<https://www.nichibenren.or.jp/event/year/2024/240405.html>）

プログラム（予定）

参加無料・事前申込不要 *どなたでもご参加いただけます

1 緊急報告 「令和6年能登半島地震の家屋倒壊被害の状況」（仮題）

報告者 佐藤 実 氏（一級建築士・株M's構造設計代表）

2 基調報告

（1）「4号建築物に対する法規制の改正概要とその問題点」

報告者 神崎 哲（日弁連消費者問題対策委員会幹事）

（2）「実務者から見た4号建築物の構造設計」

報告者 東郷 拓真 氏（一級建築士・京都芸術大学客員教授）

3 パネルディスカッション

テーマ「あるべき『4号建築物』に関する建築基準法令の規制とは？」

～令和6年能登半島地震による家屋倒壊被害を踏まえて～」

パネリスト

佐藤 実 氏（一級建築士・株M's構造設計代表）

東郷 拓真 氏（京都芸術大学客員教授）

神崎 哲（日弁連消費者問題対策委員会幹事）

コーディネーター

森友 隆成（日弁連消費者問題対策委員会副委員長）

※個人情報の取り扱いについて

本イベントは、Web会議室システム「Zoom」を利用して開催します。「Zoom」の利用規約やプライバシーポリシー確認・同意の上でご利用ください。なお、日本弁護士連合会は、参加者が本イベントのZoom接続時に入力した個人情報（氏名・メールアドレス）を取得しません。詳しくは、日本弁護士連合会のウェブサイトをご参照ください。（<https://www.nichibenren.or.jp/copyright/privacy.html>）